

## 九州がんセンター入院患者面会規程

### (目的)

第1条 本方針は、当院に入院中の患者への面会に関し必要な基本的事項を定め、患者の精神的安寧を保持し、良好な療養環境の維持および円滑な医療提供体制の確保、並びに感染防止を図ることを目的とする。

### (面会の考え方)

第2条 当院は、正当な理由なく入院中の患者に対する家族等による面会を妨げない。

- 2 ただし、市中の感染症流行状況、院内の感染発生状況、患者の病状等を踏まえ、医学的・社会的に合理的な範囲において必要最小限の面会制限を行う場合がある。
- 3 面会制限の実施および解除については、感染対策チーム（ICT）における検討及び院内感染防止対策委員会（ICC）の審議を経て、院長が決定する。
- 4 面会の具体的な基準（面会時間、人数、対象者、禁止事項等）については、ICTおよびICCでの承認を経て院長が決定し、その都度文書により院内外へ公示する。
- 5 面会制限を行う場合は、患者・家族に対し丁寧な説明を行い、必要に応じ代替手段（オンライン面会等）の確保に努める。

### (面会についての周知)

第3条 当院における面会に関する取扱いについては、院内掲示、当院ホームページ等により広く周知する。

- 2 面会の取扱いに変更が生じた場合には、前条に基づき決定された内容を文書として速やかに公示するとともに、周知内容を更新し、入院患者および家族に対しては職員が適切に説明を行う。

### 付 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。